

最低賃金

加重平均で6円引き上げのBランク―改定目安を答申

厚生労働相の諮問機関、中央最低賃金審議会（会長 今野浩一郎・学習院大学教授）は七月二六日、二〇一一年度の最低賃金の改定額の目安を細川律夫厚労相に答申した。目安で示された引き上げ額は全国加重平均で六円。目安どおりに改定が行われれば、時給七三六円となる。二〇〇七年以降、毎年二ケタ台の大幅引き上げが続いていたが五年ぶりに一〇円を下回った。東日本大震災やこれに伴う電力不足問題が引き上げにブレーキをかけた形となった。

被災地の生活再建のためにも地域別最低賃金の引き上げが重要と訴えた。また、最低賃金が生活保護の給付水準を下回る「逆転現象」が起きている地域については、一気に解消すること求めた。

最低賃金とは使用者が労働者に支払う賃金の最低限度のことだ。毎年、労働者、使用者代表などからなる中央最低賃金審議会が地域ごとに目安を提示。これをもとに各都道府県の地方最低賃金審議会が協議の上、改定が行われる。目安額について、実質的な審議が行われる同審議会の目安小委員会では労働者の意見が激しく対立、最終的な協議の場となった第五回委員会は徹夜で議論が交わされた。

これに対し、使用者側は震災後、中小企業の業況がきびしさを増すなか、事態にそぐわない引き上げを行うことは事業の存続自体をおびやかすことになる」と主張し、あくまで「賃金改定状況調査結果」を踏まえて審議を行うべきと訴えた。

「逆転減少」の解消については、差額が大きい地域の解消期間を延長するなどの柔軟な対応を求めた。

B～Dランクは一円引き上げ

結局、労使の話し合いは物別れに終わり、決着は中立の立場である公益委員の見解に委ねられた。公益委員が示した目安額はAランクが四円、B～Dランクは一円。すべてのランクで一〇円以上引き上げられた昨年度に比べ、小幅にとどまった。

最低賃金が生活保護の給付水準を下回る逆転が起きている九の都道府県のうち、北海道、埼玉、東京、神奈川、大阪、兵庫、広島は別途引き上げ額が示された。このうち、東京、京都、広島は今回の目安どおり引き上げが行われれば、逆転が解消される見込みだ。

一方、生活保護の給付水準を八円下回っている宮城県では震災の影響を考慮し、一円の引き上げにとどまった。公益委員は被災地については、目安を踏まえつつも、被害状況や復旧・復興状況など地域の実情を踏まえて適切な額を設定するよう求めている。

連合の南雲弘行事務局長は今回の目安答申について、「厳しい経済成長率や震災、原発事故の影響で地域経済や雇用情勢のばらつきが極めて大きいなかで、目安額を示すことができたことは

雇用戦略対話の合意達成に向けて道筋がつかないままに受けておられる」と一定の評価をしつつも、生活保護との逆転現象が解消されなかったことについては「厳しい生活実態を強いられただけでなく、労働の対価として正統な賃金が支払われていないことと同義であり納得のいくものではない」と談話のなかでコメントした。

表 ランク別都道府県の最低賃金引き上げ額

ランク	都道府県	金額	都道府県(生活保護との逆転現象が生じている地域)	金額
A	千葉、愛知	4円	東京 神奈川 大阪	16円 18円 4円
B	茨城、栃木、富山、長野、静岡、三重、滋賀	1円	埼玉 京都 兵庫 広島	5円 1円 2円 6円
C	群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	1円	北海道 宮城	13円 1円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	1円	-	-

目安小委員会での議論をみる限り、今年度も地方での審議は難航しそうだ。
(調査・解析部)

労働者側は、昨年六月、労使代表や閣僚による雇用戦略対話で合意された「できる限り早期に全国最低八〇〇円を確保する」ことを重視するよう主張。東日本大震災の影響については、「雇用の創出と同時に労働条件でも一定のレベルを維持することが不可欠」とし、

さらに使用者側は、雇用戦略対話の合意についても「政労使が努力していくことは当然」としながらも、その前提となる経済成長が低迷していると指摘。震災の影響も踏まえれば、「マイナスの目安も考えられる状況にあるなかでは、少なくともゼロ円目安が適当である」と譲らなかつた。

雇用戦略対話の合意達成に向けて道筋がつかないままに受けておられる」と一定の評価をしつつも、生活保護との逆転現象が解消されなかったことについては「厳しい生活実態を強いられただけでなく、労働の対価として正統な賃金が支払われていないことと同義であり納得のいくものではない」と談話のなかでコメントした。